

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-産業機械製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和元年9月27日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-産業機械製造業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P1	(制定履歴)	平成31年3月20日公表	平成31年3月20日公表 令和元年9月27日一部改正
2	P6	第1 特定技能外国人が従事する業務 7つ目	特定技能外国人の受入れを希望する場合、事業内容から産業機械製造業分野で認められた業務に該当するか否か御不明なときは、次の窓口までお問合せください。 (略)	特定技能外国人の受入れを希望する場合、事業内容から産業機械製造業分野で認められた業務に該当するか否か御不明なときは、次の窓口までお問合せください。 製造業特定技能外国人材制度相談窓口(令和2年3月末まで) TEL(直通):03-5909-8762 TEL(直通):03-5909-8746 (略)
3	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	なお、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に関する問合せ先は次のとおりです。 (略)	なお、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に関する問合せ先は次のとおりです。 製造業特定技能外国人材制度相談窓口(令和2年3

		5つ目		月末まで TEL(直通):03 - 5909 - 8762 TEL(直通):03 - 5909 - 8746 (略)
--	--	-----	--	---